

大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第14条第2項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。)」を加える。

第38条中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第39条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第47条第1号中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。